



「年末年始における地域安全運動」

- 運動の期間
12月10日(日)から翌年1月7日(日)までの29日間

- 運動のスローガン
 - ・メインスローガン 「みんなで つくろう 安心の街」
 - ・サブスローガン 「車にも あいじょうかけて かぎかけて」



年末年始は、人や社会の動きが活発になり、金融機関、コンビニエンスストア等を対象とした強盗事件や高齢者を狙った「なりすまし詐欺」の発生のおそれがあり、また、冬休み期間中の少年非行や街頭犯罪の増加が心配されます。県民の皆さんのが、明るい新年を迎えるよう、地域の方々が連携し合って絆を強め、犯罪の起きにくい社会づくりに努めましょう。



飲んだら乗らない! 乗るなら飲まない・飲ませない!!

飲酒運転は、運転免許を失うだけでなく、かけがえのない家族の平穏や第三者の命を奪う危険な行為です。

年末年始は、忘・新年会など飲酒の機会が増えることと思いますが、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない・飲ませない」を守り、飲酒運転による悲惨な交通事故を根絶しましょう。

- 自分が飲酒運転をしなくても
 - ・飲酒した人に車を貸して運転させた人
(車両等提供罪)
 - ・運転する人に酒を飲ませた人
(酒類提供罪)
 - ・飲酒した人の運転する車に同乗した人
(同乗罪)

も運転者とともに処罰され、行政処分も受けます。

雑踏事故に遭わない・ 起こさない

～お互いにマナーを守って
健やかな新年を～

年末年始に開催される歳の市、初日の出、初詣などのイベント会場では、大勢の人が集まり、思いもよらない事故が起こることがあります。

こうした事故（雑踏事故）に遭わぬためにには、

- 時間に余裕を持って、早めに出かける。
 - 人の流れに逆らったり、周りの人を押したりしない。
 - 現場の警察官、警備員等の指示に従う。
- 等を心がけて行動しましょう。

性犯罪の被害に遭わないために!

夜間、女性が一人で歩いているときに、わいせつな行為をされる事件が発生しています。特に、帰宅時に後ろについてきた男に体を触られる被害が増加していますので、家の中に入るまで注意しましょう。



被害に遭わないためには…

- 明るくて人通りの多い道を選ぶ
- 歩きスマホをしない
- イヤホンをつけたまま歩かない

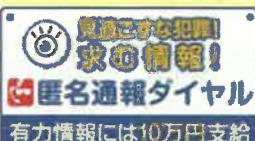
周囲の異変にいち早く気づくことができれば、逃げたり助けを呼んだりすることができます!!

～ご存じですか？匿名通報ダイヤル～

匿名通報ダイヤルとは、暴力団が関与する犯罪、なりすまし詐欺、薬物・拳銃事犯などの犯罪や、少年福祉犯罪、児童虐待事案などの被害者となっている子供や女性の早期保護などのため、警察庁の委託を受けた民間団体が、県民の皆さんから匿名による通報を電話やウェブサイト上で受け、捜査に役立てるものです。

本ダイヤルは匿名通報ですので、個人が特定されることなく、安心して情報を通報できます。また、情報の内容により犯罪が検挙された場合などで各種条件を満たせば、情報提供者に対して10万円が支給されます。

情報はコチラまで



0120-924-839

受付時間(月～金) 9:30～18:15
<http://www.tokumei24.jp>

第38回 東北南部三県警察音楽隊演奏会の開催

○と き 平成29年12月2日(土) ◇開場 13:00 ◇開演 13:30

○ところ とうほう・みんなの文化センター(大ホール)

入場は無料です。整理券はございません。駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



被害者支援広報啓発活動推進期間について

県警察では、県民の皆様に、犯罪被害者の現状や被害者支援の必要性・重要性等について理解を深めていただくため、年間を通じて「被害者に優しいふくしまの風運動」を展開しており、11月を「被害者支援広報啓発活動推進期間」、11月25日～12月1日を「犯罪被害者週間」として、警察における被害者支援策に関する広報啓発活動等の各種取組みを重点的に実施することとしています。

「支援の輪を広げるつどい2017」の開催について



犯罪被害者支援
シンポジウム
「ギュッとちゃんと」

11月25日(土)13時より、「支援の輪を広げるつどい2017」および「公益社団法人ふくしま被害者支援センター設立10周年記念式典」を、桜の聖母短期大学マリアンホールにおいて開催します。今年は、全国被害者支援ネットワーク理事長である平井紀夫氏による基調講演や福島市立野田小学校マーチングバンドクラブによる演奏を行います。

入場無料ですので、ご家族ご友人お誘い合わせの上、お越しください。

犯罪被害給付制度について

殺人等の故意の犯罪行為により、

- 亡くなられた方のご遺族
- 重大な負傷または疾病を負った方
- 重大な負傷または疾病を負ったことにより、障害が残った方

に対して、精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穡な生活を営むことが出来るよう支援するため、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度です。

詳しくは、こちらまでお問い合わせください

県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室

☎024-522-2151